

子どもの人権連第40回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2025年9月12日（金） 15:45～16:05 総会
16:05～17:30 学習会
日本教育会館 9F 「平安」

活動報告

(2024年9月～2025年8月)

「こども大綱」を具体化するための「こどもまんなか実行計画」は毎年6月頃に改訂され、25年も「こどもまんなか実行計画2025」が公表されました。困難に直面するこども・若者への支援、より質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進、こどもまんなかの基礎となる環境づくりの更なる推進等を重点領域としています。それらをふまえ、24年度の子どもの人権連総会（24年9月12日）では、「子どもたちと語る子どもの権利～せんなん子ども会議の活動が創り出したこと～」と題して、古藤典子さん（大阪府泉南市職員）と当時の子ども会議参加者でシンポジウムを行いました。子ども会議で子どもの権利を学んできたことが社会に対する見方を変えたり、視野を広げたりすることにつながったという経験談は、私たち大人にとって深い学びとなりました。

第25回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業には、募集数を上回る応募があり、新規を含む16の事業に助成を行いました。第24回の助成事業についての報告をいんふおめーしょんに掲載し、各団体の活動内容を共有するとともに、いんふおめーしょんNo.175までをHPにアップし、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

24年7月31日～8月2日、第9回子どもの権利連合ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合がフィリピンのマニラ市で開催されました。「清浄、健康的かつ持続可能な環境に対する子どもの権利」や「デジタル環境における子どもの権利」など複数のセッションにおいての報告がありました。参加した平野裕二代表委員から「子どもの権利条約の新たな選択議定書策定に向けた動き」についていんふおめーしょんNo.179で報告し、情報発信をしました。

リーフレット「知っていますか？『子どもの権利条約』 知っていますか？子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に関係するNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。また、自治体、幼児教育施設等での研修や、日々の活動に活用できるよう、希望に応じて送付しました。「子どもの権利条約を知らない」子どもが半数いることをふまえ、学校・地域等で子どもにもおとなにも周知するとりくみを広げていかなければなりません。

「こども大綱」では、努力義務ではあるものの各自治体が制定する「子ども計画」に、多様な人格の尊重、子どもの最善の利益、子どもの意見表明など大綱の理念が反映されることになりました。しかし、80か国近くが制度化している「子どもオンブズパーソン/子どもコミッショナー」制度はまだ実現されていません。国連・子どもの権利委員会の勧告では、子どもがあらゆる事柄について自由に『思いをあらわす権利』を行使できる環境が十分に確保されていない点を厳しく指摘されています。今後は各地で制定や改定される「子ども条例」が権利条約に沿ったものとなるよう運動を強化する必要があります。

子どもの貧困・虐待・いじめ・不登校・自死等、子どもをとりまく状況は深刻さを増すばかりです。「子どもの最善の利益」が学校・地域・社会で保障されるよう、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

「活動方針（案）」

(2025年9月～)

I. 経過と情勢

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに、教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年には、国連子どもの権利委員会から第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されています。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわるNPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、「総括所見」のフォローアップに努めていくことが重要です。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの侵攻など、中東での紛争は継続しています。また、東南アジアにおけるミャンマーでの内紛など、世界各地で戦争や紛争により多くの子どもや市民が犠牲になっています。国連は、武力紛争によって子どもに対する重大な人権侵害が昨年、過去最多になったと発表しました。ユニセフはガザ地区で飢餓により亡くなる子どもたちが急増していることを発表し、「即時かつ持続的な停戦を実施し、命を奪う行為を止め、人質の安全な解放を認め、さらに命を守る人道支援活動を可能にすること」との緊急要請を行いました。これらの状況に常に関心を寄せ、平和な社会の構築にむけて関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

23年度文科省調査によると小・中・高・特別支援学校でのいじめの認知件数は73万2568（+5万620）件、重大事案の発生件数も1,306（+387）件とどちらも過去最多となりました。不登校の子どもは小中学校で34万6482（+4万7434）人、高校は6万8770（+8,195）人となり、とりわけ小中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。文科省・こども家庭庁は課題の早期発見、教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置拡充し、新たに校内教育支援センターの設置促進のための予算を計上しました。

こども家庭庁は23年度の児童虐待の相談件数が22万5509（+1万666）件と、増加し続けることに適切に対応するため、専門職を増員し相談体制を強化する方針を立てました。

また、「こども大綱」に基づき具体的な施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画」は1年ごとに見直し、改善がはかられますが、2025年度版では、

- ① 困難に直面するこども・若者への支援
- ② 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
- ③ 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

の3領域を重点的にとりくむとしています。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が25年4月18日に成立し、保育に関する多様なニーズに対応するための必要な人員の確保や事業の実施体制の整備、虐待を受けたこどもへの対応の強化などが盛り込まれました。しかし、資格のない保育士等への対応など、子どもの安心・安全をどう

守るか等、課題は残されたままです。子どもを性被害から守る「学校施設設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（日本版 DBS 法）は、26 年度施行にむけ、ガイドライン策定の検討がすすめられています。子どもの人権保障を大前提とし、今後、性被害の未然防止の充実や周知などを求めていく必要があります。

性暴力をなくすためには、厳罰化だけではなく、ジェンダー平等や性の多様性など 8 つのコンセプトを含む包括的性教育（ユネスコ 2009 年）を早い段階からとりくむことが必要です。学習指導要領の「はじめ規定」は残されたままですが、子どもたちが自分の身体について知ることは権利であり、子どもの人権も含め、「性＝生」を考えることは自死数が増え続けている現代社会において最重要課題です。文科省がすすめる「命（いのち）の安全教育」にとどまることなく、より積極的な性教育が必要です。

「子どもの貧困解消に向けた対策推進法」では、「貧困により子どもがその権利を害され社会から孤立することのないよう」と目的が示され「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」と明記されました。こども家庭庁調査によると 21 年度の子どもの貧困率は 11.5%、ひとり親世帯の相対的貧困率は 44.5%にのぼり、政府が言う「こども未来戦略」「加速化プラン」などが持続可能な形で早期に実現し、本当の意味での教育の無償化社会構造の変革につながるか注視する必要があります。

「生徒指導提要」（22 年改訂）では、子どもの権利条約にある「四つの原則を理解しておくことは不可欠」、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須」と明記されました。しかし、条約を「内容までよく知っている」と答えた教員が 2 割、「知らない」と答えた子どもが半数（22 年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調べ）との結果が出ています。子どもや保護者にむけて、また学校・地域等での周知・理解が急がれます。

日本は公的教育費・教育予算をかけない国であり、公的支出割合の順位も低いままです。しかし、全国学力・学習状況調査では、「序列化や過度な競争が生じないように～影響を十分配慮すること」としつつも、結果的には子どもたちに競争を押し付けています。学校現場では順位や点数を上げるため、事前対策や独自テストなどをやらざるを得ない状況が続いています。国連子どもの権利委員会からは「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放」するよう再三勧告されています。また、「カリキュラム・オーバーロード」と言われる教育課程・授業時数の過密さと競争社会への不安などが、子どもの権利条約に掲げる「遊ぶ権利」を奪い、子どもの負担となっています。ユニセフ「子どもの幸福度」ランキングによると、日本の子どもは精神的幸福度が低いとされています。過度な競争と相対的貧困は子どもたちの心の安心に直結します。学習指導要領の精選を含む学校制度を改善し、心身ともに子どもたちが安心して暮らせるとりくむ必要があります。

文科省は、2027 年度から全国学力・学習状況調査を小中学校すべてにおいて CBT 化する方針のもと、今年度の中学校理科は CBT で実施しました。一人一台端末を活用し、不登校や入院中などの子どもの参加もありました。そのことが、子どもをさらに追い詰めていないか考える必要があります。また、急速な教育のデジタル化は、子どもたちを分断し、学びの本質を変える可能性があります。デジタル化が「すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わるこ

とがないように」という国連・子どもの権利委員会の警鐘をふまえる必要があります。また、デジタル化の様々な弊害に気づき、教科書などをもとの印刷物に戻す国もある中デジタル化を加速させることは、商業化による教育産業の影が見えます。「ゆたかな学び」を再構築する必要があります。

乳幼児健診や保育施設での検診などで、幼児期からの早期発見、早期支援が「早期振り分け」につながる事例が多く、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年増加しています。本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめられる事例が後を絶ちません。また、高校における定員内不合格についても、22年度1,631人、23年度2,004人、24年度2,029人だったことが明らかになっています。文科省はこれらの調査をもとに「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について(通知)」(25年6月)を発出し、定員内不合格を出す場合は「当該受検生に対しその理由が丁寧に説明されることが適切」、「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要」、定員内不合格を出さないよう取り扱っている例や他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するなどして「合理的な説明となっているかについて改めて御検討いただく」としました。今後は教職員や社会全体にある、内なる「適格者主義」の克服が急務です。

医療的ケアに関しては、医療的ケア児への支援を学校設置者の責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立(21年)したものの、看護職員等の中学校区への配置など「保護者の付き添いがなくても支援を受けられるような措置」は不十分です。この法律の通知では「付き添いが不要になるまでの見通しなどについて保護者に対して丁寧に説明すること」とあり、一刻も早い保護者の負担軽減に向けてとりくむ必要があります。

国連・障害者権利委員会から、日本の分離教育の廃止とインクルーシブ教育に関する国の行動計画の策定、4.27通知の廃止等が勧告(22年)されましたが、文科大臣は、現行の「特別支援教育の中止は考えていない」「4.27通知も撤回しない」と会見しました。日本政府は、条約批准国としての責務を果たすべきです。今後は、この勧告をふまえ、障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、すべての学校で障害をそのままの状態と認める「人権モデル」としてとらえ、インクルーシブな学級・学校づくりをすすめていくことが必要です。また、だれも排除しない施策の充実や、地域でともに学ぶ教育実践をすすめることが重要です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故や能登半島地震などで被災した多くの人の避難生活が続いています。各地で大規模災害が発生する中、私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じるとともに、震災後に生まれた子どもたちも含め防災・減災教育を継続する必要があります。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに、「総括所見」のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまで果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や障害者権利条約、社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等、子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」などに、他団体やNPO等と連携して参画します。
- (3) 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」等と連携し、子どもコミッショナーなど子どもの権利擁護のための第三者機関の設置を求めとりくみます。
- (4) 障害者権利条約をはじめ国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議に参加し、第5回子どもの権利委員会審査（第6回・第7回報告書）についてとりくみます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (10) 人権連の活動の基盤強化に努めます。